

75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険

平成30年8月から  
保険証が切り替わります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成31年7月31日
被保険者番号	12345678
住所	西原町字与那城140番地の1
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 8月 1日
交付年月日	平成30年 8月 1日
一割負担の割合	1割または3割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39473293 沖縄県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証について

- 有効期限は平成31年7月31日です。
- 新しい保険証を7月下旬までに郵送します。
- 8月からは新しい保険証を医療機関等の窓口へ提示してください。
- 色(ピンク)の変更はありません。

▲今お持ちの保険証は8月1日からは使用できません▲

保険料軽減制度の改正について

1 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減となる判定基準所得が改正されます。

●平成30年度<( )内は平成29年度の額> ※9割及び8.5割軽減については変更はありません

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
5割軽減	「基礎控除額33万円+27.5万円(27万円)×被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「基礎控除額33万円+50万円(49万円)×被保険者数」以下の世帯

2 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割額について

平成29年度	平成30年度
所得割額2割軽減	所得割額の軽減なし

※平成29年度までは特例的な軽減措置であり、平成30年度以降が法令上の本則です。

3 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険などの被扶養者だった方は、平成30年度は所得割額が課されず、均等割額は平成30年度5割軽減、平成31年度以降は後期高齢者医療制度の資格取得後2年間は5割軽減(3年目以降は軽減なし)となります。

●所得割額

平成29年度	平成30年度
賦課なし	賦課なし

●均等割額

平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間5割軽減(3年目以降は軽減なし)

※平成30年度までは、特例的な軽減措置であり、平成31年度以降が法令上の本則です。なお、この軽減措置の対象でなくても上記 1 の軽減対象となる方はそちらの軽減措置が適用されます。

お問い合わせ

福祉部 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎911-9163  
沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8012

国民健康保険税の納付が始まるよー!

納税通知書を中旬頃お届けします

●納税義務者は世帯主です! 世帯主が国保加入者でない場合も、世帯主が法的納税義務者となります。

◆前年度より国保税が高くなっています!

- ①賦課限度額の引き上げ 平成29年度 89万円→93万円
- ②所得割額の税率・均等割額・平等割額の値上げ
  - ・所得割 医療分(7%→7.67%)・後期支援(1.95%→2.48%)・介護分(1.35%→1.77%)
  - ・均等割 平成29年度 26,500円 → 28,800円
  - ・平等割 平成29年度 29,300円 → 31,000円

◆低所得世帯に対する減額措置対象が拡大されます(申請不要)

前年分の総所得金額等が一定金額以下の世帯は、均等割額と平等割額が減額されます。

世帯員の中に未申告者がいる場合は軽減されないの、所得がない場合でも必ず住民税申告が必要です!ご確認ください!

●期限内の納付にご協力ください! 納め忘れのない口座振替がおすすめです!

納付方法は普通徴収(納付書払・口座振替)と特別徴収(年金天引)があります。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付書納期限	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日
口座振替日	7月25日	8月27日	9月25日	10月25日	11月26日	12月25日	1月25日	2月25日
年金天引	65歳以上~75歳未満の方のみの国保加入者世帯は国保税が原則年金天引となります。(申請により、口座振替に変更可能)							

今年度より重複納付を防止するため、口座振替不能通知書を廃止します。口座振替ができなかった場合は、納付書を郵送しますので福祉保険課にご連絡ください。なお、納期限後に送付する督促状でも納付可能です。

納めたいけど、納められない...お困りの方へ

●非自発的失業者・所得が著しく減った場合などに対する国保税の軽減について

解雇、倒産や雇い止めなどで離職をされた方、または営業不振などで所得が著しく減った場合は、申請により国保税を減免することができる場合があります。

※上記以外にも条件がありますので、詳しくは下記にご相談ください。

●早めにご相談を!

納付書通りに納付が困難な場合は国保税の減免、分割納付をする等の方法があります。国保税を滞納すると、保険証が交付されないだけでなく、延滞金の加算、財産(給与や預金、自動車等)が差し押さえられることがあります。お早めにご相談ください。



▲詳しくはコチラ

詳しくは、納付書と同封しているお知らせをご確認ください。届いていない、疑問点がある場合はお気軽にお問い合わせ 福祉部福祉保険課 賦課徴収係 ☎911-9163